

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

2017年11月号

## 高速取引行為についての政府令案公表

I. はじめに	森・濱田松本法律事務所
II. 「高速取引行為」の定義	弁護士 戸嶋 浩二 TEL. 03 5223 7789 <a href="mailto:koji.toshima@mhmjapan.com">koji.toshima@mhmjapan.com</a>
III. 登録制度の導入	
IV. 登録後の業務に関する規制	弁護士 熊谷 真和 TEL. 03 6266 8522 <a href="mailto:masakazu.kumagai@mhmjapan.com">masakazu.kumagai@mhmjapan.com</a>
V. 監督	
VI. 無登録者による取引受託の禁止	弁護士 峯岸 健太郎 TEL. 03 6212 8331 <a href="mailto:kentaro.minegishi@mhmjapan.com">kentaro.minegishi@mhmjapan.com</a>
VII. 罰則	
VIII. 施行日・経過措置	弁護士 佐川 雄規 TEL. 03 6266 8759 <a href="mailto:yuki.sagawa@mhmjapan.com">yuki.sagawa@mhmjapan.com</a> 弁護士 湯川 昌紀 TEL. 03 6266 8764 <a href="mailto:masaki.yukawa@mhmjapan.com">masaki.yukawa@mhmjapan.com</a>

## I. はじめに

2017年10月24日、高速取引行為の登録制などに関する金融商品取引法施行令及び関連する内閣府令等の改正案<sup>1</sup>が公表された。この改正案は、2017年5月17日に成立した金融商品取引法の改正法（以下「改正金商法」という。）により導入される高速取引行為の登録制度、フェア・ディスクロージャー・ルール（上場会社による公平な情報開示）等の詳細を定めるものである。本ニュースレターでは、このうち高速取引行為の登録制度について取り上げる。

高速取引行為の登録制度は、近年、取引所の売買システムに近接した場所（コロケーション・エリア）に取引参加者のサーバを設置するコロケーション・サービスが提供され、金融商品に係る取引の発注等についてアルゴリズムを用いて高速かつ自動的に行う取引が増加し、影響力が増大していること等を踏まえて導入されるものである<sup>2</sup>。具体的には、改正金商法により、「高速取引行為」の定義が導入され、これを行うには管轄財務局への申請を通じた登録が必要になるとともに、登録者は、体制整備・リスク管理等に関する業務規制や当局の監督に服することとなる。また、金融商品取引業者は、無登録者による高速取引行為に係る売買の受託等をしてはならないものとされている。

<sup>1</sup> 本書においては、金融商品取引法施行令の改正案を「施行令案」、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令案を「定義府令案」、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正案を「業府令案」、金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（別冊）高速取引行為者向けの監督指針案を「監督指針案」という。

<sup>2</sup> 2016年12月22日「金融審議会 市場ワーキンググループ報告書～国民の安定的な資産形成に向けた取組みと市場・取引所を巡る制度整備について～」

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

改正金商法の施行までのスケジュールとしては、2017年11月22日まで、今回公表された金商法施行令等がパブリックコメントに付された上で、2018年4月1日に改正金商法の施行が予定されている。但し、施行日において、金融商品取引業者等・取引所取引許可業者以外の者であって高速取引行為を行っている者は、施行日後6ヶ月以内に申請を行えば、実際の登録が6ヶ月以降になっても、施行日から登録完了までの間、登録なしに高速取引行為を行うことができるものとされている。このように、基本的には登録申請を施行日後6ヶ月以内に行えば足りるものの、後記Ⅲ.2記載のとおり、登録申請に際しては、実務上、当局の事前審査を受けることが想定される。当該事前審査には数か月を要することが見込まれることから、十分な時間的余裕をもって登録申請の準備を開始する必要があると思われる。

## Ⅱ. 「高速取引行為」の定義

登録が必要となる「高速取引行為」は、大要、以下に該当する行為として定義されている（改正金商法2条41項）<sup>3</sup>。なお、売買等の注文の頻度、回数に関する要件は特に設けられていない。

- (1) 有価証券の売買・市場デリバティブ取引等の一定の行為であって、
- (2) 当該行為を行うことについての判断が電子情報処理組織により自動的に行われ、かつ、
- (3) 当該判断に基づく有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うために必要な情報の金融商品取引所<sup>4</sup>に対する伝達が、以下に定める方法を用いて行われるもの
  - ① 当該判断を行う電子情報処理組織が設置されている施設が、金融商品取引所が当該伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所（これに隣接し、又は近接する場所を含む。）に所在していること（定義府令案26条2項1号）、かつ、
  - ② 当該伝達が他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること（同項2号）

なお、上記（1）の要件には、以下の行為が該当するものとされている。

- ① 有価証券の売買又は市場デリバティブ取引（改正金商法2条41項1号）
- ② ①の行為の委託（同項2号）
- ③ ①を行うことを内容とした金銭その他の財産の運用（その指図を含む。）を行うこと（施行令案1条の22第1号）
- ④ ①に掲げる行為を行う者を相手方として店頭デリバティブ取引を行うことその他の方法により、当該者に①に掲げる行為を行わせることとなる取引又は行為を行

<sup>3</sup> 法2条41項では政令で定める行為は除外されるものとなっているが、これに該当する政令案は定められていない。

<sup>4</sup> 私設取引所開設認可を受けた金融商品取引業者を含む（定義府令案26条1項）。

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

うこと（同条第2号）

上記（3）の要件のうち、①は、売買等の注文に係る判断を行うアルゴリズムを搭載したコンピューターが、注文を受け付ける取引所のコンピューターに場所的な近接して設置されていることを要件とするものである。また、上記（3）②の「他の伝達」とは、他の投資家による注文を意味するものと考えられる。

以上の定義のもとでは、例えば、日本取引所グループが提供するコロケーション・サービス<sup>5</sup>を通じ、取引参加者により取引所内に設置された仮想サーバに係る専有契約を締結した上で、当該仮想サーバから、（他の投資家の注文と競合することなく、）アルゴリズムによる判断に基づき自動的に取引注文を行うといった場合が、典型的に想定されているものと考えられる。他方、日本取引所グループが提供する類似のサービスであるプロキシミティ・サービスにおいては、取引所内ではなく、東証の売買ネットワークのアクセスポイントに隣接した場所に仮想サーバ等が設置されるようである。当該サービスを利用したアルゴリズム取引が「高速取引行為」に該当するか否かは、主に上記（3）の要件との関係で検討が必要となる。例えば、上記（3）①の要件との関係では、「金融商品取引所が当該伝達を受けるための電子情報処理組織を設置する場所・・・に近接する場所」に該当するか否かが問題となるが、パブリックコメントの過程で解釈が明確化されることが望まれる。

### Ⅲ. 登録制度の導入

#### 1. 登録要件

金融商品取引業者等・取引所許可業者以外の者が高速取引行為を行おうとするときは、内閣総理大臣の登録を受けなければならない（改正金商法 66 条の 50）。なお、登録が必要となる場合は、高速取引行為を「業として」行う場合に限定されていない。登録を受けた者は、「高速取引行為者」と呼ばれる（改正金商法 2 条 42 項）。

登録に際しては、主として、以下の要件を満たす必要がある（改正法 66 条の 53 により、これらを満たさないことが登録拒否事由とされている。）。

- ① 欠格事由の不存在（過去 5 年間に申請者の役員が禁錮以上の刑に処せられていないこと等）
- ② 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するに足りる人的構成を有すること
- ③ 高速取引行為に係る業務を適確に遂行するための必要な体制が整備されていること
- ④ 資本金の額（又は出資の総額）及び純資産額が政令に定める金額以上であること
- ⑤（申請者が外国法人又は外国に住所を有する個人の場合）国内における代表者ま

<sup>5</sup> <http://www.jpx.co.jp/systems/connectivity/>

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

たは代理人を定めていること

上記②・③については、監督指針案において、以下の事項が確認されるものとされている（監督指針案Ⅲ-3-1-3）。

- 経営者の資質（経歴・能力等）
- 常務に従事する役員における、コンプライアンス及びリスク管理に関する知識・経験
- 高速取引行為を行う者における、高速取引行為に係る知識・経験
- 以下を含む、適切な組織体制・人員構成
  - 高速取引行為に係る業務の適確な遂行に必要な人員の配置、内部管理等の責任者の配置
  - 高速取引行為にかかる投資判断等を行う部門から独立したコンプライアンス部門（担当者）の設置
  - 帳簿書類・報告書等の作成・管理、リスク管理、電算システム管理、法人関係情報管理、売買管理、内部監査に関する体制整備

さらに、登録後、高速取引行為者において業務の適切性を確保するための措置（後記Ⅳ. ①～③参照）が求められている趣旨に鑑みると、登録申請の段階においても、上記②・③の要件の審査に際し、かかる措置が講じられているか確認を受ける可能性が高いと思われる。

上記④については、最低資本金額が1,000万円、最低純資産額が零とされている（施行令第18条の4の9、18条の4の10）。

また、上記⑤については、国内における代表者・代理人として適切な者が選任されていることが求められている。監督指針案では、「例えば、高速取引行為者と監督当局の間のやりとりを単に伝達するのではなく、高速取引行為に係る金商法に係る知識等を一定程度有した上で、高速取引行為者による監督当局に対する報告等を正確に伝えるとともに、監督当局による報告徴求等の内容を正確に理解し、高速取引行為者と適切に連携を図りながら、当該報告徴求等に的確に対応できる者が選任されていること」とされている（監督指針案Ⅲ-3-1-3）。

## 2. 登録手続

申請者が国内に営業所等を有する者の場合にはその管轄財務局長、国内に営業所等を有しない者の場合には関東財務局長に書類を提出する（施行令第43条の2の3第1号）。登録申請においては、登録申請書を提出し、①登録拒否事由に該当しないことを誓約する書面、②高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類、③定款・登記事項証明書、④その他書類を添付する必要がある（改正金商法66条の51）。

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

上記②の高速取引行為に係る業務の内容及び方法を記載した書類には、大要以下の事項を記載するものとされている（業府令案 328 条）

- ① 業務運営に関する基本原則
- ② 業務執行の方法
- ③ 業務分掌の方法
- ④ 取引戦略の概要
- ⑤ コンプライアンス責任者の氏名及び役職名
- ⑥ 高速取引行為に係る業務を管理する責任者の氏名及び役職名
- ⑦ 高速取引行為に係る設備（コンピューター等）の概要、設置場所及び保守の方法
- ⑧ 上記⑦の設備の管理を十分に行うための措置の内容

上記④の「取引戦略の概要」については、以下の事項を含むものとされている。

- ・ 取引戦略の種類（業府令案 328 条 4 号イ）
- ・ 高速取引行為に係る金融商品取引所等の名称又は商号（同号ロ）
- ・ 高速取引行為の対象とする有価証券又は市場デリバティブ取引の種類（同号ハ）
- ・ その他取引戦略の基本的な仕組みを把握するために必要な事項（監督指針案Ⅲ-3-1-11（2）②）

なお、監督指針案によれば、上記「取引戦略の種類」については、「マーケットメイク戦略」、「アービトラージ戦略」、「ディレクショナル戦略」、「その他の戦略」といった分類による記載が想定されているようである（監督指針案Ⅲ-3-1-1（2）①）。

高速取引行為に係る登録の標準処理期間は 2 カ月とされている（業府令案 350 条 1 項 1 号）。但し、実務上、申請者は、金融商品取引業の登録と同様に、正式な登録申請書の提出に先立ち、管轄財務局長に対し、登録要件を充足している旨を具体的に記載した書面（いわゆる概要書）を提出し、事前審査を受けることが想定される。当該事前審査には数か月を要することが見込まれることから、十分な時間的余裕をもって登録申請の準備を開始する必要があると思われる。

#### IV. 登録後の業務に関する規制

高速取引行為者は、その業務に関する登録後、主として、以下に掲げる業務に関する規制を受けることとなる。

- ① 業務管理体制の整備（改正金商法 66 条の 55）
  - ・ 社内規程等の整備・従業員の研修（業府令案 336 条 1 号、監督指針案Ⅲ-2-1-1）
  - ・ 取引システムの管理を十分に行うための措置（業府令案 336 条 2 号、監督指針案Ⅲ-2-1-2）

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

- ② 以下を含む、電子情報処理組織等について異常な動作等により市場機能に支障を及ぼさないようにするための管理（改正金商法 66 条の 57 第 1 号、監督指針案Ⅲ-2-1-2）
- 異常注文を防止し、また、異常注文がなされた場合の適切な措置を講じるためのシステム対応（例えば、ハードリミット・ソフトリミットや、キルスイッチの設定など）
  - かかる仕組みを適切に運用するための態勢整備
- ③ 法人関係情報を利用した取引や作為的相場形成等の不公正取引防止を図るために必要かつ適切な措置（改正金商法 66 条の 57 第 2 号、業府令案 337 条、監督指針案Ⅲ-2-1-3）
- ④ 帳簿書類の作成・保存（改正金商法 66 条の 58、業府令案 338 条）
- 注文伝票・取引日記帳、運用明細書・発注伝票を作成し、注文伝票及び発注伝票については 7 年間、取引日記帳及び運用明細書については 10 年間保存しなければならない。
  - 上記各帳簿書類については、記載すべき事項を容易に検索できるように体系的に構成する方式によることを要する。
  - 注文伝票と発注書類については、(i) 金融商品取引所等から通知されたタイムスタンプ及び注文受付番号を記載するとともに、(ii) 注文を作成するために用いたプログラムの内容を確認できるようにすることが必要となる。
- ⑤ 事業報告書の作成・提出（改正金商法 66 条の 59、業府令案 339 条・340 条）
- 内閣府令で定める様式（業府令様式第 30 号）に従って記載した事業報告書を、原則として毎事業年度終了日から 3 ヶ月以内に提出しなければならない。

## V. 監督

高速取引行為者は、業務開始・休止・再開、法令等違反等があった場合における届出（改正金商法 66 条の 60、業府令案 341 条・342 条）、廃業等の場合における届出（改正金商法 66 条の 61、業府令案 344 条）の他、報告聴取・立入検査（改正金商法 66 条の 67）を受け、法令違反等があれば業務改善命令等（改正金商法 66 条の 62～66 条の 66）の対象になる。

なお、金融商品取引所は、高速取引行為を行う者の法令又は法令に基づく行政官庁の処分の遵守状況の調査その他必要な措置を講ずるものとされている（改正金商法 85 条の 5）。

## FINANCIAL REGULATION BULLETIN

## VI. 無登録者による取引受託等の禁止

改正金商法の施行後、金融商品取引業者は、①高速取引行為<sup>6</sup>以外の者、②業務停止命令を受けている高速取引行為者、③高速取引行為に係るコンピューター等の設備の管理を十分に行うための措置を適正に講じていることを確認することができない高速取引行為者が行う高速取引行為に係る有価証券の売買・市場デリバティブ取引を行い、又はその委託等を受けてはならないものとされている（改正金商法 38 条 8 号、業府令案 116 条の 4）。

## VII. 罰則

無登録により高速取引行為を行った者は、3 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併せて科すものとされている（改正金商法 198 条）。

また、帳簿書類を作成・保存せず、又は虚偽の帳簿書類の作成した者、事業報告書を提出せず又は虚偽の事業報告書を提出した者、報告命令違反・検査忌避等をした者については、1 年以下の懲役若しくは 300 万円以下の罰金、又はこれを併せて科すものとされている（改正金商法 198 条の 6）。

## VIII. 施行日・経過措置

改正金商法の施行日は、2018 年 4 月 1 日（予定）とされている。但し、施行日において、金融商品取引業者等・取引所取引許可業者以外の者であって高速取引行為を行っている者は、施行日後 6 ヶ月以内に申請を行えば、実際の登録が 6 ヶ月以降になっても、施行日から登録完了までの間、登録なしに高速取引行為を行うことができるものとされている。

このように、基本的には登録申請を施行日後 6 ヶ月以内に行えば足りるものの、前記 IV. 記載のとおり、登録申請に際しては、実務上、当局の事前審査を受けることが想定される。当該事前審査には数か月を要することが見込まれることから、十分な時間的余裕をもって登録申請の準備を開始する必要があると思われる。

以上

（当事務所に関するお問い合わせ）  
森・濱田松本法律事務所 広報担当  
mhm\_info@mhmjapan.com  
03-6212-8330  
www.mhmjapan.com

<sup>6</sup> 高速取引行為に係る必要な届出・登録を行った金融商品取引業者等及び取引所取引許可業者を含む。